

沖縄市 一般廃棄物処理基本計画 (中間見直し)

概要版

令和 3 年 3 月

沖縄市

目次

一般廃棄物処理基本計画について	1
位置づけ	1
計画の目標年度	1
第 1 章 ごみ処理基本計画	2
1. 基本理念・基本方針	2
2. ごみ処理の流れ	3
3. ごみ処理の現状	4
4. ごみ処理の課題	5
5. ごみの減量化目標	7
6. ごみ処理計画	8
第 2 章 生活排水処理基本計画	13
1. 基本理念・基本方針	13
2. 生活排水処理の流れ	14
3. 生活排水処理の状況	15
4. 生活排水処理の課題	16
5. 生活排水処理の計画	17

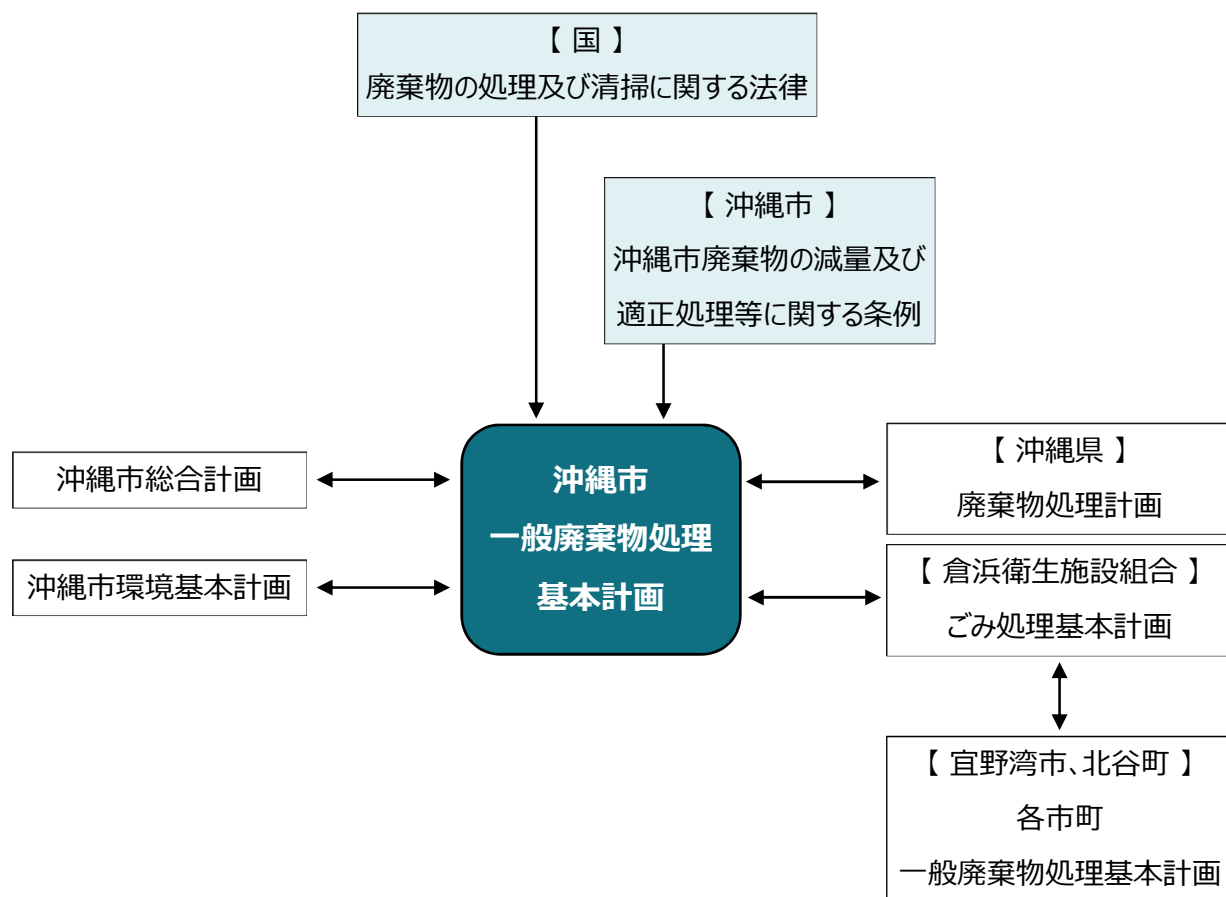
一般廃棄物処理基本計画について

位置づけ

一般廃棄物の処理について、市民・事業者・行政が一体となり、持続可能な循環型社会の形成を目指す取り組みを総合的、かつ、計画的に推進するため、「沖縄市一般廃棄物処理基本計画」を策定しました。

一般廃棄物処理基本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「沖縄市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」の規定に基づき策定するもので、本市が市内から排出される一般廃棄物を管理し、適正な処理を確保するための基本となる計画です。

本計画では、市内全域(米軍施設内を除く)を対象とするとともに、市内から排出される一般廃棄物の中間処理及び最終処分を行っている倉浜衛生施設組合(構成市町：本市、宜野湾市、北谷町)管内の一般廃棄物処理の枠組みを踏まえたものとします。



計画の目標年度

本計画の計画期間は平成 28 年度から令和 7 年度までの 10 年間とし、目標年度を令和 7 年度とします。また、本計画は 5 年ごとに見直すことを基本としており、令和 2 年度は計画の見直し年度となっています。そのため、設定した目標値の達成状況などの検証を行い、現状や課題を整理するとともに、「SDGs (エスディーゼーズ)」の考え方も踏まえ、計画の見直しを行いました。

1. 基本理念・基本方針

○ 基本理念

市民、事業者、行政が一体となった持続可能な循環型社会の構築

○ 基本方針

基本理念に基づいた本市のごみ処理に関する基本方針を以下のように掲げ、各種施策を効果的に展開することにより、基本理念を実現することとします。

（１）３Ｒの推進

循環型社会を構築するためには、３Ｒ（リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用））が不可欠です。特に、ごみを生み出さないリデュース（発生抑制）、一旦使用された製品・容器等を再び使用するリユース（再使用）を優先させ、３Ｒを推進します。

（２）適正な処理体制

倉浜衛生施設組合の一般廃棄物処理施設の適正な維持管理、運転管理に努め、安全かつ適正な処理・処分体制を維持していきます。

在宅医療による医療系一般廃棄物の排出ルート of 適正化や、その他の処理困難物の適正処理ルートの確保等に関して、環境負荷の少ない廃棄物管理システムを構築します。

また、分別・ごみ出しルールの徹底やポイ捨て防止の拡充を図るとともに、不法投棄防止パトロールと指導体制を強化し、適正なごみ処理を図ります。

（３）適正・効果的な施設整備

事業系の剪定枝、木くず及び生ごみに関しては、民間資本や技術を導入したリサイクルルートの確立について検討するなど、適正・効率的な施設整備を図ります。

（４）参加と協働

市民、事業者及びNPO等と連携して、家庭、学校、事業所及びサークル等でのごみ処理に関する情報の提供等、学習機会の充実を図ります。

市民生活に密接に関わる問題には、市民及び事業者が多様な機会を通じて、市の施策の企画立案、実施及び評価の過程で参加できるようにし、市民及び事業者と市がそれぞれ自らの果たすべき役割を自覚して対等の立場で協力し、補完し合う協働による施策の展開を図ります。

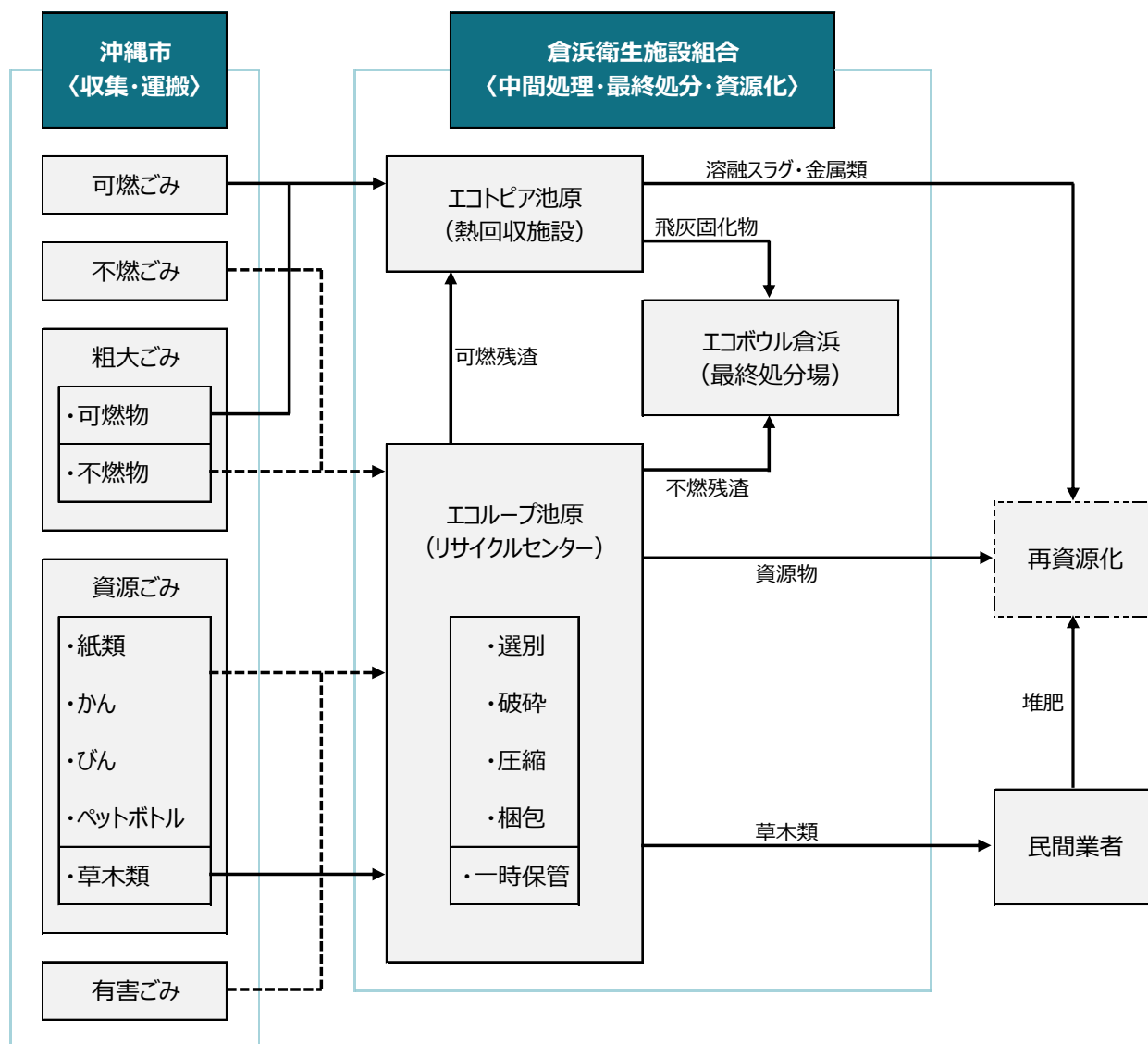
（５）計画における施策の評価

計画に掲げられた目標の達成状況を評価し、評価内容をインターネット等を通じて情報発信します。

2. ごみ処理の流れ

本市のごみの収集・運搬は、家庭系ごみは委託業者、事業系ごみは許可業者が行っています。

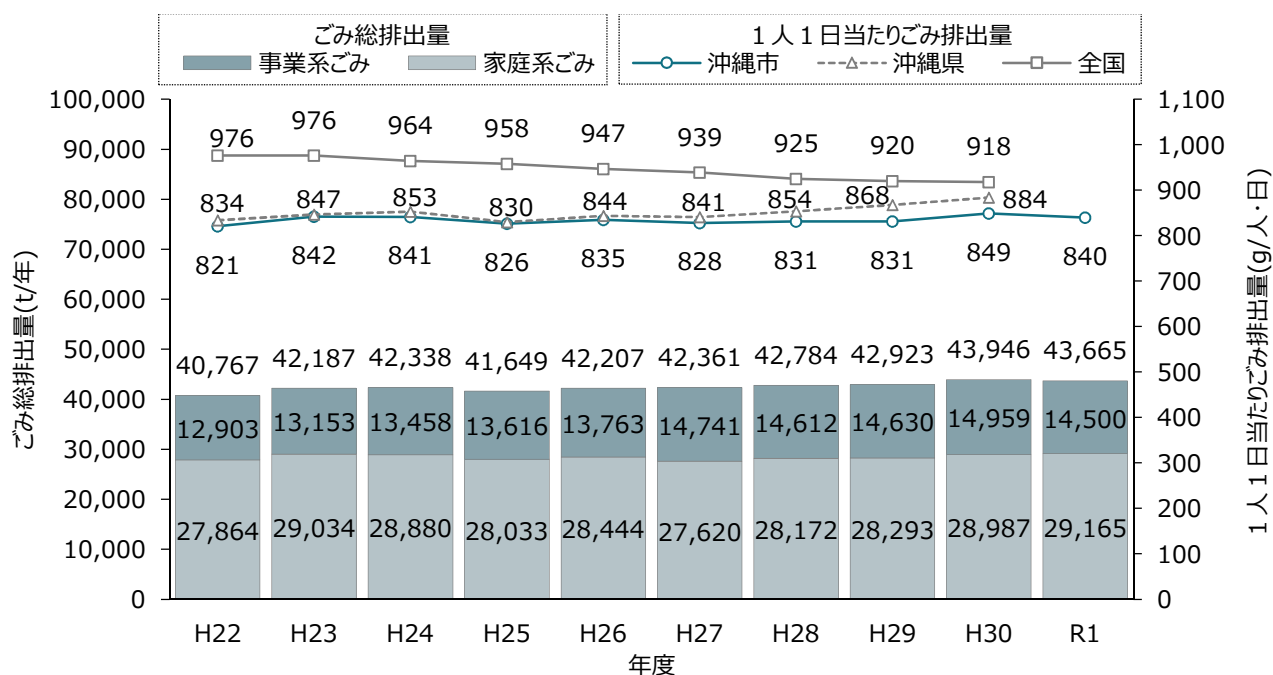
ごみの中間処理及び最終処分は、本市、宜野湾市、北谷町の2市1町で構成している倉浜衛生施設組合の一般廃棄物処理施設にて行っています。



3. ごみ処理の現状

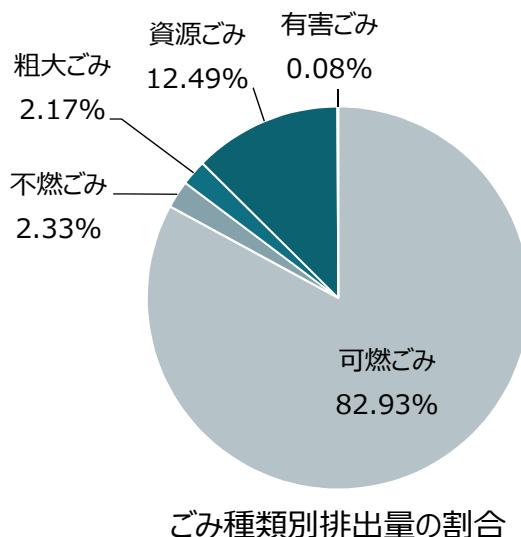
○ ごみの処理

本市の令和1年度のごみ総排出量は43,665 t、1人1日当たりごみ排出量は840 gとなっています。過去10年間の1人1日当たりごみ排出量は、平成22年度に821 gと最も少なく、その後は約840 g前後で推移しています。



○ ごみの種類

令和1年度のごみ種類別排出量は、可燃ごみが36,211 t (82.93%)と最も多く、次いで資源ごみが5,453 t (12.49%)、不燃ごみが1,019 t (2.33%)、粗大ごみ949 t (2.17%)となっています。



○ ごみの性状

令和1年度の可燃ごみの「種類・組成」は、紙・布類が47.1%と最も多く、次いでビニール・合成樹脂・ゴム・皮革類が38.0%、厨芥類が7.0%となっています。「三成分」では、可燃分51.4%、水分42.4%、灰分6.2%となっています。

4. ごみ処理の課題

○ 排出抑制・再資源化推進に係る課題

- **ごみ排出量の抑制:** 本市では、資源ごみの分別収集や生ごみ処理容器等の購入に対する助成など、排出抑制施策を実施していますが、令和 1 年度のごみ排出量は 840 g / 人・日となり、中間目標値（令和 2 年度：816 g / 人・日）の達成には至らない結果となりました。今後ごみ減量化への更なる取り組みが求められ、減量化を進めていくうえで、家庭や事業所からのごみ排出量の削減に努める必要があります。
- **生ごみの減量化:** 令和 1 年度の可燃ごみのごみ質調査（三成分：水分・灰分・可燃分）では、水分が 42.4%と比率が高くなっています。水分の多くは厨芥類（生ごみ）に含まれていることから、水切りの徹底により生ごみの減量化に努める必要があります。また、生ごみの堆肥化等による排出抑制の推進も課題となります。
- **リサイクル率の向上:** 令和 1 年度のリサイクル率は 13.3%となっており、過去 10 年間の実績では最も高い値となっていますが、中間目標値（令和 2 年度：16.3%）を下回っている状況にあります。今後もリサイクル率の向上に向けて、分別の徹底を進める必要があります。また、熔融スラグの資源化量が減少しているため、熔融スラグの有効利用について倉浜衛生施設組合及び構成市町（宜野湾市、北谷町）と連携し、検討を進める必要があります。
- **住民・事業者・行政の三者による連携の促進:** 適正なごみ処理や減量化・資源化を進めるためには、住民・事業者・行政が一体となった取り組みが必要になります。情報提供や意識向上イベントなど啓発事業の実施により、さらなる連携を図っていく必要があります。

○ 収集・運搬に係る課題

- **ごみの分別排出の徹底:** ごみの分別の徹底及び排出時のルール遵守について、住民や事業者に対する周知徹底をさらに図る必要があります。
- **収集・運搬の利便性の向上:** 本市では、収集・運搬の利便性の向上に向けた取り組みを進めています。今後も、多様化する住民ニーズについて把握し、収集・運搬の利便性の向上に努める必要があります。

○ 中間処理に係る課題

- **中間処理施設の適正管理:** 本市では、倉浜衛生施設組合のエコトピア池原（熱回収施設）及びエコループ池原（リサイクルセンター）にて中間処理を行っています。今後もこれらの施設を継続利用していくことから、倉浜衛生施設組合と協力して施設の維持管理、運転管理の適正化及び公害防止対策に努め、施設の長寿命化を推進していく必要があります。

○ 最終処分に係る課題

- **最終処分場の適正管理:** 最終処分場の維持管理基準を遵守し、周辺環境にも配慮した維持管理に努め、今後も適正処分を継続していく必要があります。また、最終処分場の確保が難しい状況であり、環境負荷を軽減させる観点から、リサイクルを推進し、最終処分場の延命化を図る必要があります。

○ その他の課題

- **ごみ処理費用の削減：**本市の住民 1 人当たり及びごみ 1 トン当たりのごみ処理費用は増加傾向にあります。ごみ処理費用の低減のため、ごみ処理体制の効率化を図っていく必要があります。
- **ごみの不法投棄への対策：**ごみの不法投棄は、生活環境や自然環境に大きな悪影響を及ぼします。これまでの不法投棄対策を継続的に実施していくと共に、他市町村の事例も参考にしながら、より効果的な不法投棄対策を検討する必要があります。
- **適正処理困難物等への対応：**適正処理困難物等については、適正処理を推進するため、関係機関や民間業者と連携した処理体制の構築や住民への情報提供などを行う必要があります。
- **大規模災害時における廃棄物処理の対応：**台風や地震等の大規模災害により大量の廃棄物が発生した場合には、衛生的な環境を保持する観点から迅速な対応が求められます。このため、「沖縄市地域防災計画」に基づき、収集・運搬や処理体制、各関係機関との連携、連絡体制などの確立を図る必要があります。
- **在宅医療に伴う医療系一般廃棄物の適正処理：**医療活動の多様化に伴い、在宅医療を受ける患者が増加しています。これにより、医療系一般廃棄物が一般のごみに混ざって排出されることが予測されます。安全な処理体制の構築に向け、医療機関等と協力し、在宅医療に伴い家庭から排出される廃棄物の取り扱いについて、適正な処理体制の構築を図る必要があります。

5. ごみの減量化目標

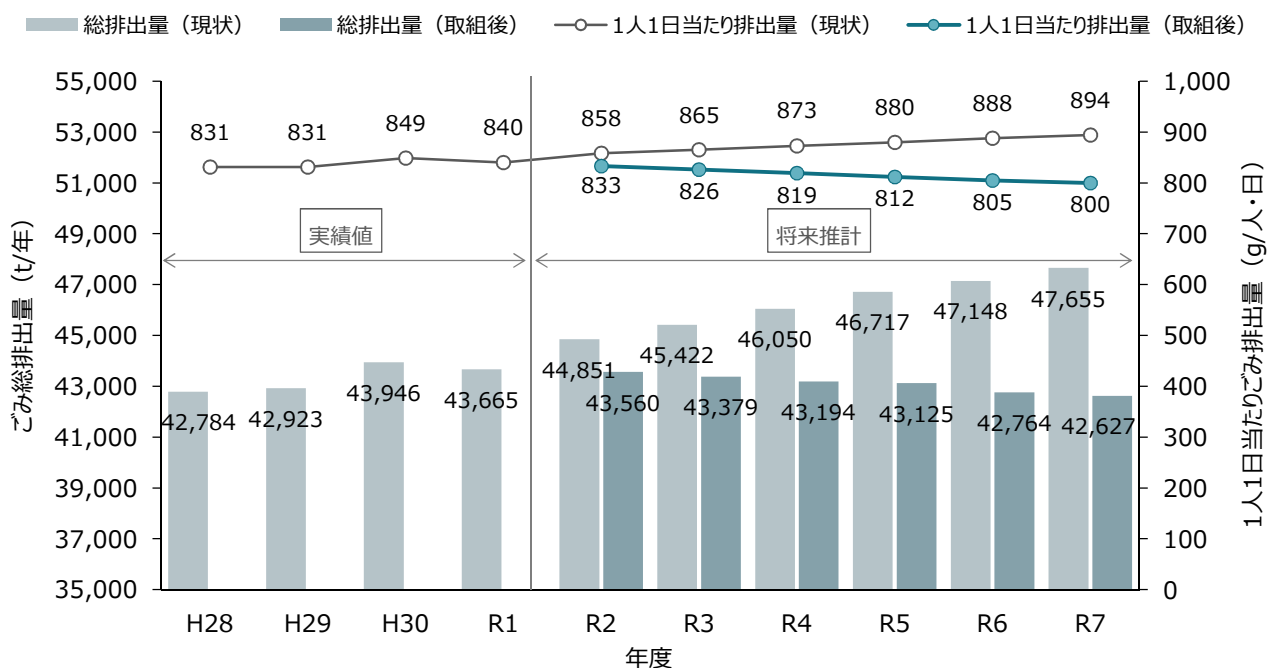
○ 減量化目標値

本市のごみ減量化目標は、国や沖縄県、倉浜衛生施設組合の減量化目標値、現計画の中間目標が達成されていないことを踏まえ、以下のとおり設定します。

	令和1年度 実績値	令和2年度 中間目標値	令和7年度 計画目標値
ごみ排出量（1人1日当たり）	840 g/人・日	816 g/人・日	800 g/人・日
再生利用量（リサイクル率）	13.3%	16.3%	22.0%

○ 減量化・資源化施策実施後のごみ排出量の将来推計

ごみ減量の目標を踏まえ、減量化・資源化の取り組みを実施した場合、令和7年度のごみ排出量は42,627 tと推計され、現状のまま推移した場合に比べ5,028 tの減量と推計されました。



6. ごみ処理計画

○ ごみの排出抑制のための方策

- **生ごみの減量化及びリサイクルの推進：**家庭系生ごみを対象とする生ごみ処理器機等の購入補助を継続的に実施し、生ごみの減量化及び堆肥化による土壌等への還元を促進します。各家庭に対しては、食べ残しの減量や水切りの徹底、食品を買いすぎず計画的に購入するなどの生ごみを減量化するライフスタイルの普及に努めます。学校給食センター、病院、ホテル、スーパー及び飲食店等から出される生ごみに対しては、減量化への取り組みを支援するとともに、民間ルートを活用により再資源化するなど、事業者間の連携を推進し、減量とリサイクルの促進を図ります。
- **家庭、地域、学校及び事業所での取り組みの推進：**家庭、地域、学校及び事業所ごとに、ごみ減量の取り組みを推進するために、マニュアルやアイデア集、事例集などを作成し、クリーン指導員と連携して普及啓発に努め、説明会や学習会の開催を支援すると共に必要に応じて講師の派遣を行います。
- **小売店・商店街との連携：**ごみの発生抑制のため、レジ袋対策とともに、過剰包装の抑制等について、小売店や商店街と協力・連携を進め、普及啓発に努めます。
- **不要品の再使用の促進：**倉浜衛生施設組合のエコループ池原（リサイクルセンター）において、粗大ごみ等のリユース（再使用）を促進します。また、3Rやごみ問題、環境問題に対する意識啓発の場としてリサイクルセンターを活用できるよう、倉浜衛生施設組合及び構成市町（宜野湾市、北谷町）と連携していきます。
- **剪定枝・草、木くずのリサイクルの促進：**草木類は資源ごみとして収集し、倉浜衛生施設組合において、民間のリサイクル業者により処理及び再資源化されています。今後も資源化を推進するよう運用の見直しを検討します。
- **分別の徹底及び再検討：**再資源化できる紙、ペットボトル等が「可燃ごみ」として排出されている実態もあることから、ごみ分別をさらに徹底します。これらの分別については協力度合を高めるために、リサイクルルートの情報提供等を積極的に行います。なお、リサイクルの効率的な促進のために、現在の分別について適宜見直しを行います。
- **ごみ出しルールの徹底と見直し：**市の広報やホームページなどの媒体を利用して、分別とごみ出しルールの周知徹底を図ります。
- **ごみ処理費用に関する検討：**ごみ処理に係る費用を広く公表し、費用負担のあり方を住民・事業者と一体となって、検討することが必要です。指定ごみ袋等の手数料については、負担の公平化、排出抑制の観点から必要に応じて見直しを検討します。
- **情報の公開：**ごみに関する各種情報（ごみ排出量の推移、資源化の状況、ごみ減量化目標の達成状況等）を市の広報誌やホームページへの掲載などにより公開し、住民等へのごみ減量化・資源化に関する意識啓発を図ります。
- **クリーン指導員の活動支援とごみ学習会の開催：**クリーン指導員の活動支援を行うとともに、地域や学校、職場などで、ごみに関する学習会を開催し、ごみ問題や環境美化活動への理解を深める取組を行います。これらによって、住民・行政が一体となって取り組む地域環境美化活動を推進します。

第 1 章 ごみ処理基本計画

- **不法投棄対策：**地域の自治会及びクリーン指導員と協力し、廃棄物の不法投棄防止に係る意識啓発に努めるとともに、パトロールの強化や立て看板の提供などを行い、不法投棄防止対策を強化します。
- **適正処理困難物への対応：**適正処理困難物（消火器、タイヤ、ピアノ等）については、専門の処理業者により処理することとしています。排出者である住民に対しては情報提供やルール等の周知を図り、処理業者と連携した処理体制の構築など、適正処理を推進します。
- **家電リサイクル法、パソコンリサイクル法等への対応：**家電リサイクル、パソコンリサイクルの対象となるものは、それぞれの法律に基づき自主回収・再資源化業者（メーカー等）、販売店、消費者がそれぞれの役割を果たしながらリサイクルを行っていきます。また、市民に対するリサイクル推進への情報を発信していきます。
- **在宅医療に伴う医療系廃棄物の排出ルールの策定：**在宅医療が出来るようになったことから、家庭から排出される医療系一般廃棄物について、医療機関等と連携し排出ルールの策定に向け調査・研究を行います。
- **生活様式の変化への対応：**新型コロナウイルス感染症に伴う生活様式の変化により、ごみの排出量や内容物に変化がありました。急激な社会状況の変化を踏まえながら、必要な対策に取り組むため柔軟な対応が求められます。また、新型コロナウイルス感染症対策として使用したマスク等の捨て方について、チラシの配布やホームページなどの媒体を利用して普及します。

品 沖縄市 事業系ごみの分け方・出し方

(How To Take Out The Trade Refuse) 正商類ごみ分類・ごみ投出方法

もやせないごみ

Combustible Trash 可燃ごみ

口は必ずしばって→
Tie the bag
securely.
※透明袋で出してください
※請装入透明ごみ袋後投出

- 紙くず
Paper scraps
紙屑
- 生ごみ※よく水切りすること！
Food scraps. Drain well. 厨余※請充分瀝乾水分
- ゴム・皮革製品
Rubber/leather
橡膠・皮革製品
- かばん
Bags
手提包
- ホース
Hoses
塑料管
50cm 以内に切断してください
Cut into pieces shorter than 50cm.
※切断後 50cm 以内長短
- 布きれ
Fabric scraps
布類 (破布)
- 弁当から
Disposable lunch boxes
便當空盒
- プラスチック類
Plastics
塑膠類
- CD・テープ類
CDs / Cassette tapes
CD・錄影帶類

もやせないごみ

Noncombustible Trash 不可燃ごみ

口は必ずしばって→
Tie the bag
securely.
※透明袋で出してください
※請装入透明ごみ袋後投出

- なべ類
Pots
鍋類
- ハンガー (金属)
Metal hangers
衣架 (金属)
- フライパン
Frying pans
平底鍋
- カサ
Umbrellas
雨傘
- 白熱球
Incandescent light bulbs
燈泡
- 食器類 (陶器類、ガラス)
Tableware (ceramic/glass)
餐具類 (陶器、玻璃)
- 炊飯器
Rice cooker
電飯鍋
- 小型の電化製品
Small electrical appliances
小型家電
- 電気ポット
Electric pots
電熱水壺

資源ごみ
缶・ビン・紙類

Recyclable Trash Cans/bottles/paper/PET bottles 資源ごみ 罐、瓶、紙類、塑料瓶

※スプレー缶などは
ガス必ず切り切る
Empty aerosol from
spray cans.
※噴霧罐等請務必把氣
體全部排出

※このマークが
目印です
This sign indicates the
material is recyclable.
※請由此符號辨識

正しい出し方
How To Separate
正確の投出方式

●種類ごとに分けて出してください。●キャップを必ずはずしてください。
●中を軽くすすいでください。
●ペットボトルはラベルをはがしてできるだけつぶしてください。

●新聞とチラシは選んでも出せます
Newspapers and flyers can be mixed.
※報紙和宣傳單可以混在一起投出

●紙バック
Beverage cartons
紙盒

※牛乳パックなどは洗って切り開いて
ひもで十字にしばってください。
Wash, cut open and secure together with string.
※牛奶紙盒等請清洗乾淨後剪開。
用繩子以十字型捆綁

●新聞・チラシ
Newspapers/flyers
報紙、宣傳單

※テープ、ホッチキスは除く
Remove tape and staples.
※請除去膠帶、訂書針

●本・雑誌
Books/magazines
書本、雜誌

●雑がみ
Mixed paper
廢紙

※雑誌の出し方 封筒や紙袋に入れて出して
ください。フィルム、ビニールは取り外して
もやせるごみへ
Place mixed paper in envelope or paperbag.
Make sure to remove any plastic film from
the paper and dispose as combustible trash.
※廢紙的投出 請装入信封或紙袋後投出
請除去膠帶、塑料袋裝入可燃垃圾

●種類別後投出●請務必取下蓋
●新聞等清洗內部
●罐類下塑料瓶壓扁。盡可能把瓶身壓扁

※紙類は種類別にひもでしばってください。できるだけ紙ひもを使いましょう。
Separate by type and tie together with strings. Use paper strings if possible.
※請按種類區分後用繩子捆綁。盡可能使用紙繩

お問い合わせ先：●ごみの分け方・出し方・資源化について ●許可業者について 沖縄市役所 環境課 ☎939-1212 (代) 内線 2223~2226
Contact: ●How to separate, take out or recycle the trash ●Approved operator information Environmental Division, Okinawa City hall TEL:939-1212(Ext.2223~2226)
諮詢專線 ●有關垃圾的分類、投出方式、資源回收 ●有關持有營業執照的公司 沖縄市政府 環境課 939-1212 (總機)

○ 収集・運搬計画

- **安定かつ効率的な収集・運搬体制の継続:** 本市が主体となり、安定かつ効率的なごみの収集・運搬体制に努めます。また、ごみの排出量に大きな変動が生じたり、将来のごみの分別区分や処理体系が変更される場合等、必要に応じて収集・運搬体制の見直しを行います。
- **収集・運搬の利便性の向上:** 住民サービス向上の観点から、生活介助を要する障がい者や高齢者などがいる世帯などに配慮した収集体制について本市のニーズに応じた体制を構築するため、調査・研究を行います。

○ 中間処理計画

- **中間処理施設の適正管理:** 倉浜衛生施設組合及び構成市町（宜野湾市、北谷町）との連携のもと、該当施設の適正な維持管理・運転管理及び公害防止対策に努めます。
- **中間処理段階の循環利用の促進:** 中間処理段階において以下に示す循環利用を促進します。
 - エコトピア池原（熱回収施設）における金属類や溶融スラグの有効利用、余熱利用（発電）の促進
 - エコループ池原（リサイクルセンター）における、不燃性粗大ごみからの金属類の回収の徹底と、分別収集した金属類、ガラス類、ペットボトル、紙類等の適正な資源化の実施
 - 草木の有効利用の促進

○ 最終処分計画

- **最終処分場の適正管理:** 維持管理基準の遵守と周辺環境にも配慮した適正な維持管理を行い、安心・安全な埋立処分が継続できるよう、倉浜衛生施設組合及び構成市町（宜野湾市、北谷町）と連携していきます。
- **最終処分量の最小化:** 最終処分場の延命化及び環境への負荷の抑制のため、ごみの排出抑制や分別の徹底、中間処理によるごみの減量化・資源化を行い、最終処分量の最小化を促進します。

○ その他の計画

- **事業者等への協力要請:** 製造事業者による自主回収ルートの確立及びごみにならない容器の利用促進や適正処理困難物等の処理施設整備を関係機関に要請します。
- **災害対策:** 災害発生時の廃棄物処理の円滑な実施に向け、周辺自治体や沖縄県など関係機関との連携を図るとともに、市域の災害対策に関する事項を定めた「沖縄市地域防災計画」と整合をとった災害廃棄物処理計画の整備を検討します。
- **計画の進行管理:** 効果的に施策を推進し、ごみの減量化目標を達成するためには施策の実施状況や目標値の達成状況を定期的にチェックし、評価、改善措置を講じることが必要です。Plan（計画の策定）、Do（実行）、Check（評価）、Action（見直し）のPDCAサイクルにより、各施策や目標の進捗状況について、定期的な検証と継続的な改善を図ります。
- **推進体制:** 本市、住民及び事業者との協力・協働への取り組みにより一般廃棄物の減量化・資源化を総合的かつ計画的に推進するため、住民・事業者・行政が一体となった取り組みが必要となります。イベントなどの啓発事業の実施により、さらなる連携を図っていきます。

1. 基本理念・基本方針

○ 基本理念

環境と調和し持続可能な国際都市を創るまち

○ 基本方針

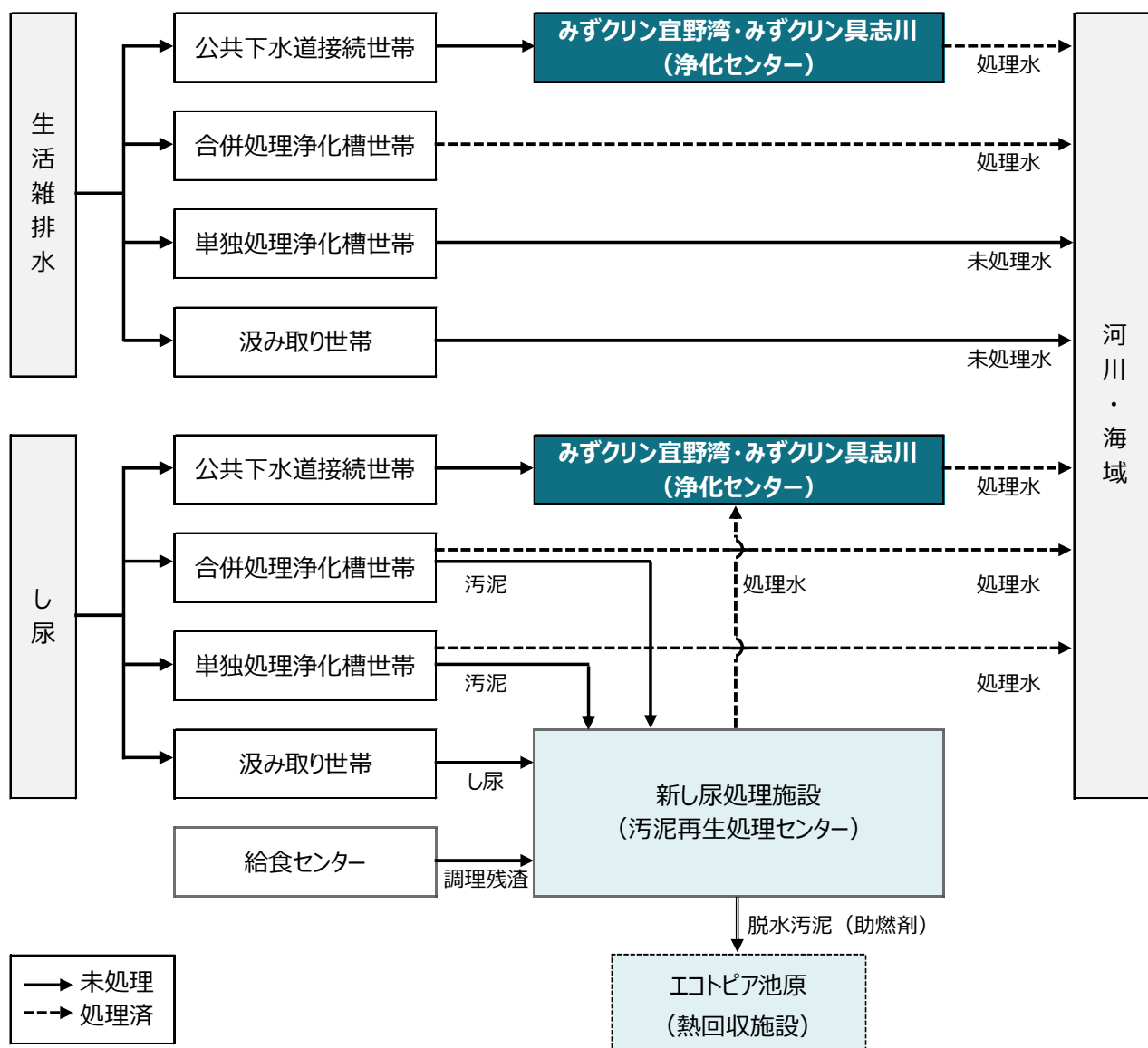
基本理念に基づいた本市の生活排水処理に関する基本方針を以下のように掲げ、各種施策を効果的に展開することにより、基本理念を実現することとします。

- (1) 集落の形態をなさず分散して立地している家屋については、各戸で合併処理浄化槽により処理します。
- (2) 単独処理浄化槽を設置している家庭については、生活雑排水の適正処理を推進するため、個別の状況を勘案しつつ合併処理浄化槽への転換の指導等を検討します。
- (3) 今後行われる宅地開発については、地形や位置、開発の規模等に応じて、公共下水道や合併処理浄化槽等の整備を推進します。

2. 生活排水処理の流れ

生活排水処理の流れは、生活雑排水とし尿排水に分かれます。これらは下水処理施設で適正に処理された後に河川・海域へ放流されます。しかし、単独処理浄化槽世帯、汲み取り世帯から排出される生活雑排水は、未処理のまま放流されるため、河川や海域の水質汚濁の原因となっています。

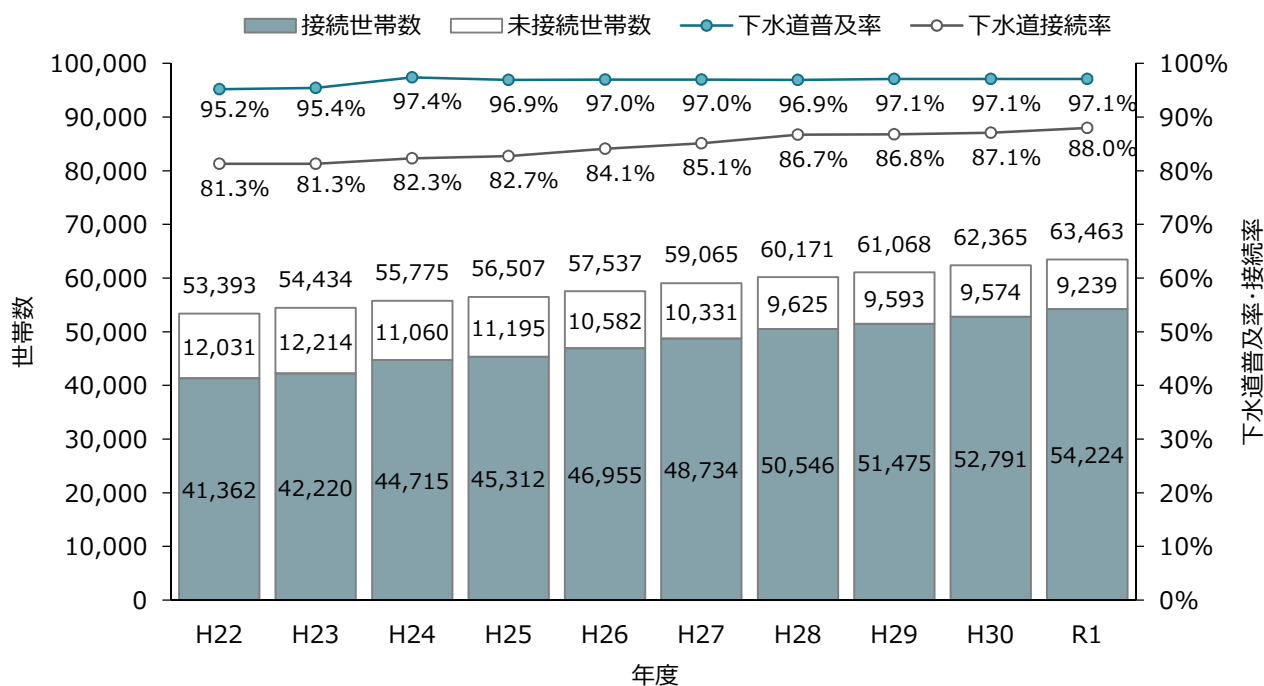
また、倉浜衛生施設組合では、新し尿処理施設として汚泥再生処理センターの整備に向け取り組んでおり、し尿及び浄化槽汚泥の適正処理を行うと同時に、処理過程で発生する汚泥を給食センターからの生ごみ（調理残渣）の有機性廃棄物と併せて助燃剤として資源化することにより、循環型社会の形成を目指しています。



3. 生活排水処理の状況

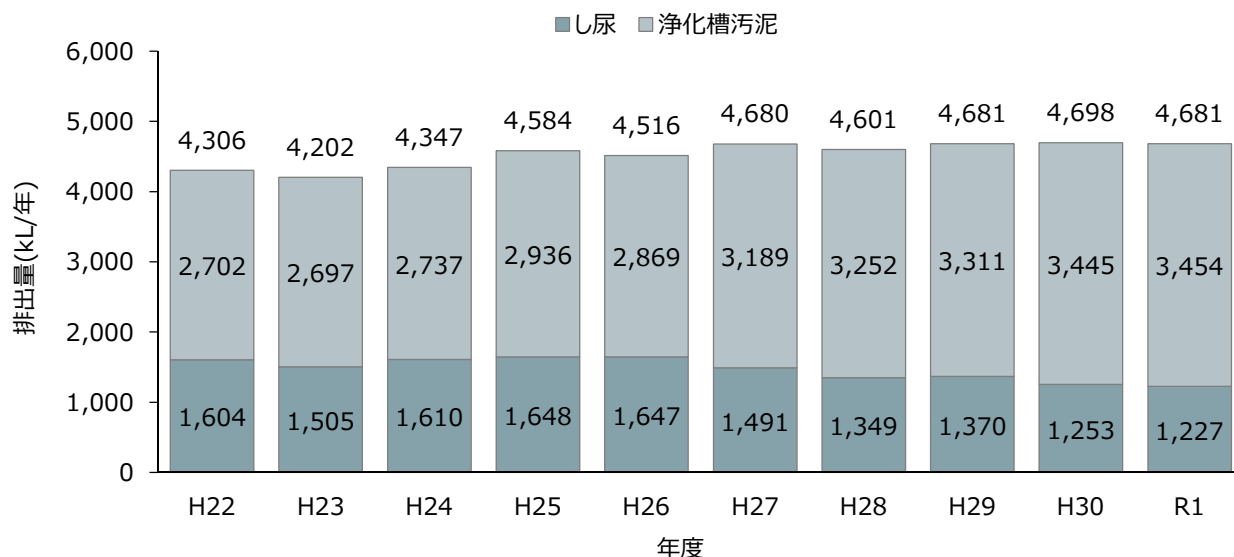
○ 下水道の普及状況

下水道が利用できる世帯(接続可能世帯)、実際に下水道を利用している世帯(接続世帯)ともに増加しており、令和1年度における下水道接続率は88%となっています。



○ し尿・浄化槽汚泥の排出状況

本市の令和1年度のし尿排出量は1,227kL、浄化槽汚泥排出量は3,454kLとなっています。平成22年度から平成27年度までは若干の増減はあるものの増加傾向でしたが、平成27年度以降はほぼ横ばいに推移しています。



4. 生活排水処理の課題

○ 生活排水に係る課題

- **公共下水道の接続率の向上:** 本市では、公共下水道の整備を推進しており、整備区域に存在する未接続世帯に対しては、下水道への接続を促進する必要があります。
- **合併処理浄化槽への転換の推進:** 公共下水道の未整備区域に存在する汲み取り世帯及び単独処理浄化槽世帯に対しては、合併処理浄化槽への転換を図る必要があります。
- **汲み取り世帯及び浄化槽世帯の実態把握:** 本市には汲み取り世帯及び浄化槽世帯が存在しますが、これらの実態把握は不十分な状況にあります。本市下水道事業を所管する本市上下水道局及び浄化槽の設置届出等を所管する沖縄県中部保健所と連携を図り実態把握に努める必要があります。
- **生活雑排水の河川への排出:** 本市の河川における水質汚濁の原因の一つに、日常生活の中で発生する生活雑排水が未処理のまま排出されていることが要因として考えられています。よって、生活雑排水対策の推進が課題となります。
- **生活排水処理対策の啓発:** 本市の水質保全に対して、生活排水処理対策が果たす役割及び効果等について広く住民に啓発し、また、発生源における対策（水切りネットの使用、廃食油を流さない、洗剤の使用量を減らす等）により、自然環境への負荷低減を図る必要があります。

○ し尿・浄化槽汚泥に係る課題

- **収集・運搬体制の効率化:** し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬は、本市の許可業者が行っており、当面はこの体制を維持しますが、下水道の普及によりし尿及び浄化槽汚泥の排出量の減少が想定されるため、より効率的な収集・運搬体制を検討する必要があります。
- **し尿処理施設の維持管理:** 本市のし尿及び浄化槽汚泥が処理されている倉浜衛生施設組合の「宜野湾清水苑」は、施設稼働から 40 年が経過しており、処理設備等の老朽化に伴って、施設の更新が必要な段階を迎えています。そのため、倉浜衛生施設組合では新し尿処理施設（汚泥再生処理センター）の整備事業を令和 4 年度の供用開始に向けて進めているところです。新し尿処理施設においては、再生資源化物の有効活用を促進し、循環型社会の形成を目指します。し尿及び浄化槽汚泥は固液分離方式（処理水は下水道放流）で処理することとなっており、当該施設は、宜野湾清水苑と同様に、適正に維持管理し、安定したし尿・浄化槽汚泥処理を行っていく必要があります。

5. 生活排水処理の計画

○ 生活排水処理対策

- **公共下水道による生活排水処理の推進：**生活排水による自然環境への負荷を低減するため、引き続き公共下水道の整備を推進します。また、下水道整備区域内の未接続世帯に対して、啓発活動を強化し、下水道への接続を推進していきます。
- **合併処理浄化槽への転換の推進：**汲み取り世帯及び単独処理浄化槽世帯からは、生活雑排水が未処理のまま公共用水域に放流されており、水質汚濁の原因となっています。これらの世帯に対しては、合併処理浄化槽への転換を推進し、生活排水の適正処理を推進していきます。
- **汲み取り世帯及び浄化槽世帯の実態把握：**下水道への接続の推進及び合併浄化槽への転換を効率的に図るため、関係機関と連携し本市に存在する汲み取り世帯及び浄化槽世帯の実態把握に努めます。
- **浄化槽の適正な維持管理の推進：**浄化槽は定期的な保守点検や清掃を行わなければ本来の機能を十分に発揮することができず、放流水の水質悪化や悪臭が発生し、生活環境が悪くなる原因になってしまいます。意識啓発活動等により、浄化槽の適正な維持管理の実施を働き掛けていきます。
- **生活排水処理対策の啓発：**生活排水対策の必要性、浄化槽管理の重要性等について、住民に周知を図るため、定期的な広報・啓発活動を実施します。特に、台所での対策等、家庭でできる対策について、地域ごとの集会等を通じて周知を図ります。

○ 収集・運搬計画

し尿及び浄化槽汚泥の収集対象区域は本市全域（米軍施設を除く）とし、本市の許可業者により収集・運搬を行います。下水道の普及に伴い、し尿及び浄化槽汚泥の排出量の減少が想定されるため、より効率的な収集・運搬体制を検討していきます。

○ 中間処理計画

- **公共下水道：**公共下水道の整備を推進し、また、接続可能世帯に対し、下水道への接続を推進します。
- **合併処理浄化槽：**公共下水道の未整備区域においては、汲み取り世帯及び単独処理浄化槽世帯に対し、合併処理浄化槽への転換を推進します。また、浄化槽の適正な維持管理について周知し、意識啓発を図ります。
- **し尿処理施設：**汲み取り世帯及び単独処理浄化槽世帯から排出されるし尿及び浄化槽汚泥は倉浜衛生施設組合の宜野湾清水苑（し尿処理場）にて適正に処理されており、今後も現体制を継続します。なお、新し尿処理施設の整備後は、処理過程で発生する汚泥を給食センターからの調理残渣と併せて資源化（助燃剤化）し、エコトピア池原（熱回収施設）にて助燃剤として有効利用していきます。

○ 最終処分計画

し尿及び浄化槽汚泥の処理後の残渣（汚泥）は、倉浜衛生施設組合のエコトピア池原（熱回収施設）にて溶融処理が行われており、今後も現体制を継続します。



食品ロス 減らすために できることは？



日本では
食べられるのに捨てられる食べ物、いわゆる
食品ロスが年間約600万トン
以上発生しています。

約半分（約300万トン）は
家庭から発生しています。

毎日、大型トラック（10トン車）
約1,700台分の食品ロスが発生しています。

一人あたり年間約50kg、毎日お茶碗
約1杯分（約140g）の量に相当します。



※農林水産省・環境省「平成29年度推計」



食品ロスの削減のためには、
家庭での取り組みが重要です。

（出典：「食品ロスを減らしましょう」、
「食品ロス削減関係参考資料」（消費者庁）より）

沖縄市 一般廃棄物処理基本計画（中間見直し）

概要版

令和3年3月

発行：沖縄市 市民部 環境課

〒904-8501 沖縄市仲宗根町26番1号

電話 098-939-1212（代表）

作成委託：一般財団法人 沖縄県環境科学センター

〒901-2111 沖縄県浦添市字経塚720番地

電話 098-875-1941（代表）